

立川市教育委員会教育長交際費支出基準

（目的）

第1条 この基準は、行政の円滑な運営と透明性の確保に資するため、教育委員会と関係機関、各種団体等との協議、懇談及び儀礼に対する交際費の支出基準を定めることにより、もって適正な事務執行を図ることを目的とする。

（支出の範囲、額等）

第2条 交際費支出の範囲、額等は、次の各号に掲げるものとし、行政運営上真に必要性を有し、かつ、社会通念上妥当と認められるものとする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、その都度教育長が別に定めるものとする。

- (1) 各種大会及び式典並びに各種団体等の総会、大会、研修会、懇親会等の「会費」は、教育長出席の場合に限り、その実費（実費が不明な場合にあっては、出席者及び会場等を考慮し、決定する。）を支出する。ただし、教育長の代理として職員等が教育委員会を代表して出席する場合等には、教育長出席に準じて当該支出を認めるものとする。
- (2) 生花、香典等の「弔慰」の支出にあたっては、別表に定める「立川市教育委員会弔慰金等の支出基準表」による。
- (3) 各種賛助金、協賛金等は、教育長がその都度定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教団体及び政党その他の政治団体又はそれら団体の支部に対しては、交際費は支出しない。

（前渡金の保管）

第3条 教育総務課長（以下「課長」という。）は、交際費の支出のため、あらかじめ一定額を資金前渡の方法により、会計管理者より交付を受け、適切に保管しなければならない。この場合においては、当該前渡金額を交際費経理帳（以下「経理帳」という。）に必ず記入するものとする。

（領収書等の整備、保管等）

第4条 課長は、第2条の規定に基づき交際費を支出した場合には、経理帳に記入の上、支出に係る領収書等を整備し、保管しておかなければならない。ただし、領収書等を徴することができないものについては、この限りでない。

(教育長への報告)

第5条 課長は、交際費の執行状況について、毎月の始めに前月分を教育長に報告しなければならない。

附 則

この基準は、平成15年6月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年11月1日から施行する。

別表 立川市教育委員会弔慰金等の支出基準表

区 分		香典	生花	備 考
教育委員（現）	本 人	10,000	15,000	
	配偶者・父母・子		15,000	
教育委員（元）	本 人		ケースによる	
関係委員（現） （任命行為の ある委員）	本 人	10,000	15,000	
校 長（現）	本 人	10,000	15,000	
副校長（現）	本 人	10,000	15,000	
教職員（現）	本 人	10,000	15,000	
学校医・薬剤師 （現）	本 人	10,000	15,000	

- ◆ 香典については、告別式等に参列する場合に支出する。
- ◆ 生花代については、式場に指定された場合等、ケースによっては金額が変わることがある。
 なお、基準額は税別の額。
- ◆ 教育委員以外の前・元については、その都度判断する。
- ◆ 父母・子には、養親子を含む。同居の義父母は対象外。
- ◆ 教職員については、市費負担職員を除く。